

子の立場から法整備を

神戸親和女子大 棚瀬一代教授に聞く

「離婚と子ども」などの著者で、日米の離婚問題に詳しい神戸親和女子大学の棚瀬一代教授(臨床心理学)に聞いた。

1980年代、米国で「単独監護」から「共同監護」に移行したのは、70年代に米国・カリフォルニア州で離婚家族や子どもの追跡調査が実施され、「離婚後も両親と頻繁かつ

継続的に交流する方が子どもの発達によい」との結果



「子どもの立場になった法整備が不可欠」と話す棚瀬一代教授(神戸市北区鈴蘭台北町7、神戸親和女子大学)

日本における離婚後の親子の引き離しは、もはや世界的な問題だ。国際結婚して海外で暮らす日本人が、勝手に子どもを連れて帰国し離婚するため、欧米諸国から「拉致大国」と批判されている。

さらに、子どもを引き取った側も、別れた相手やその親に特別な感情を抱く余り、「いい子に育てねば」と自分を追い込む傾向がある。子育てのプレッシャーは相当で、子どももそんな親に別れた親への本音を言えず、離婚に対する怒りや悲しみを抑え込んでしま

う。

「どうすれば、子どもの立場に立った法整備が急務だ。虚偽のDV

や虐待の申し立てをして、

子どもを困り込もうとする

悪質なケースもある。さ

らんと現状を見極められる専

門家や、面会交流を取り持

つ調整役の育成も必要だ。

「現行法の問題点は、

戦後、民法は全く変わら

ていない。世界が離婚後の

子どもの養育において、親

の都合でなく子どもの利益

という視点で法改正する

中、日本では、家族に関す

る法律についての議論が深

まらなかつた。

まらなかつた。

まらなかつた。